

告 示

埼玉県教委告示第二十一号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

(昭和三十二年埼玉県条例第五十号) 第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和六年八月一日から施行する。

令和五年埼玉県教委告示第二十三号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和六年七月三十日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和六年七月三十日

埼玉県教育委員会教育長　日　吉　亨

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、八七二円	一三、四四二円
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二円
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九七五円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	五、八六〇円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	四、〇六〇円	二二、三四四円
六十五歳以上七十歳未満	一六、〇七五円	二一、〇七五円
七十歳以上	一三、四四二円	四、〇六〇円